

## ○柏市契約事務取扱要領

制定 平成 5 年 9 月 1 日  
施行 平成 5 年 9 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、柏市財務規則（昭和 59 年柏市規則第 4 号。以下「規則」という。）に基づき本市が発注する工事、修繕工事、業務委託、物品購入、印刷製本及び賃貸借（価格による競争を行う余地がない不動産の借入れを除く物件の借入れをいう。以下同じ。）（以下「工事等」という。）に係る契約事務の合理的かつ適正な処理を図るため、当該事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (契約方法)

第 2 条 1 件の設計価格が次に掲げる案件は、制限付き一般競争入札の対象とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 200 万円を超える工事及び修繕工事
- (2) 150 万円を超える印刷製本
- (3) 別表 1 に掲げる 100 万円を超える測量等の業務委託（以下「測量等」という。）
- (4) 別表 2 に掲げる 100 万円を超える測量等を除く業務委託
- (5) 別表 3 に掲げる 150 万円を超える物品購入

### (入札参加者の資格要件)

第 2 条の 2 第 1 条に規定する案件のうち、設計額が 5,000 万円以上の工事、修繕工事及び業務委託並びに 2,000 万円以上の物品購入及び印刷製本に係る入札参加者の資格要件は、柏市競争入札参加業者審査選定規程（平成元年訓令第 1 号）第 4 条に規定する柏市入札参加条件設定等委員会に諮り決定するものとする。ただし、複数単価契約案件その他市長が認める案件については、この限りではない。

第 2 条の 3 第 2 条の規定により制限付き一般競争入札の対象とする業務委託、物品購入、印刷製本及び賃貸借に係る入札参加者の

資格要件の実績は、次表のとおりとする。ただし、その他市長が認める案件については、この限りでない。

設計額	実績
150万円未満	官公庁等又は民間が発注した25万円以上の同種同等の業務について、元請として履行完了した実績があること 注：「官公庁等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これらに類する法人をいう。以下同じ。
150万円以上 300万円未満	官公庁等が発注した50万円以上の同種同等の業務について、元請として履行完了した実績があること
300万円以上 500万円未満	官公庁等が発注した100万円以上の同種同等の業務について、元請として履行完了した実績があること
500万円以上 1,000万円未満	官公庁等が発注した250万円以上の同種同等の業務について、元請として履行完了した実績があること
1,000万円以上 2,000万円未満	官公庁等が発注した500万円以上の同種同等の業務について、元請として履行完了した実績があること
2,000万円以上	官公庁等が発注した1,000万円以上の同種同等の業務について、元請として履行完了した実績があること

※上記区分に関わらず、案件の性質等に応じ特に必要と認められる場合は、設計額の3分の1から3分の2の範囲で設定できるものとする。

#### (工事の分離発注)

第3条 工事の発注に当たっては、次の各号に掲げる工事（特殊施設の工事を除く。）の区分に応じ、原則としてそれぞれ当該各号に定めるものを分離するものとする。

(1) 建築工事 電気、管、機械器具設置等の設備工事であって設計金額がおおむね300万円以上のもの

(2) 土木工事 上水道等の附帯工事であって設計金額がおおむね300万円以上のもの

#### (指名業者の選定)

第4条 第2条の規定に該当しないため制限付き一般競争入札の対象とならない案件（同条ただし書の規定に該当する案件を含

む。) の指名業者の選定は、第2条の2の規定を準用して行うものとする。

- 2 指名業者の選定は、別に定める指名業者選定基準に基づき行うものとする。

(予定価格の公表時期)

第4条の2 予定価格については、原則として落札決定後に公表(以下「事後公表」という。)するものとし、工事等のうち次に掲げる案件又は事後公表に適さないと認められる案件については、予定価格を落札決定前に公表(以下「事前公表」という。)することができるものとする。

- (1) 郵便入札により実施する案件
- (2) 複数単価契約の案件(ただし、一者随意契約を除く。)
- (3) その他、市長が必要と認める案件

- 2 前項の規定にかかわらず、性能発注方式及び設計施工一括発注方式等の案件については、その内容に応じて別途決定する。

- 3 予定価格の事前公表を行う場合は、入札の公告又は指名通知に明示するものとする。

(図面説明等)

第5条 規則第137号第2項の規定により指名通知をするときは、当該指名業者に対し、設計図及び現場に関する説明、契約条件その他積算に必要な事項の口頭による説明に代えて当該事項を付記した書面を配布しなければならない。

(入札辞退)

第6条 契約主管課長及び工事等を行おうとする発注担当部署の長(以下「契約主管課長等」という。)は、指名業者から入札又は随意契約(以下「入札等」という。)の執行の開始に至るまでの間に入札を辞退する旨の申出があったときは、当該業者を指名から外すものとする。ただし、指名競争入札又は随意契約にあっては、入札等に際し、辞退の旨を記載した入札書若しくは見積書の提出を認めるものとする。

- 2 指名業者が入札等を事前に辞退するときは、入札辞退届若しくは見積り合わせ辞退届を提出させるものとする。
- 3 契約主管課長等は、入札等を辞退した者に対し、これを理由と

した不利益な取扱いをしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 指名業者が連合し又は不穏な行動をする等により入札等を公正に執行することができないと認めるときは、当該指名業者を入札等に参加させず、又は入札等の執行を延期し若しくは取りやめるものとする。

2 前項の場合において、入札等の参加者が1人のときは、特別な事情がない限り入札等を取りやめるものとする。

(見積内訳書の提出)

第8条 工事等の発注に当たっては、入札等の金額に係る見積内訳書を提出させることができるものとする。

(入札等の執行)

第9条 入札等は、契約主管課長等の指名する職員（以下「入札等の執行者」という。）が執行するものとする。

2 入札等を執行するにあたり、入札参加者はこれに立ち会うことができるものとする。

(開札)

第10条 入札等の執行者は、開札に当たっては入札等をした者及びその価格を読み上げなければならない。ただし、電子入札システムの対象となる案件にあっては、この限りでない。

2 入札等の執行者は、再度入札等を行う場合においては、前入札等の最低価格を読み上げなければならない。ただし、電子入札システムの対象となる案件にあっては、この限りでない。

(再度入札)

第11条 規則第132条（規則第138条において準用する場合を含む。）に規定する再度入札は、原則として1回とする。

(入札不調の措置)

第12条 再度入札を行っても落札者がないときは、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者の次に低い額を入札した者）から見積りを徴することができるものとする。ただし、最低入札価格と予定価格との差が大きいため、見積りを徴することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定によっても契約の相手が決定しないときは、入札に係る工事等の設計について検討の上、指名替え、設計変更その他の再び入札に付するための必要な措置を講じるものとする。

(最低制限価格)

第13条 工事、修繕工事に係る入札のうち予定価格が2億円未満の案件において、規則第127条（第138条において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格は、別表4のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

第13条の2 測量等の入札において、規則第127条の規定により設定する最低制限価格は、別表6のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

第13条の3 業務委託のうち、建物総合管理業務、建物清掃業務、人的警備業務又は給食調理業務であって予定価格が500万円以上に係る入札において、規則第127条の規定により設定する最低制限価格は、予定価格の100分の85とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(低入札価格調査基準額)

第13条の4 工事に係る低入札価格調査の基準となる額は別表4のとおりとする。

(低入札価格調査失格基準額)

第13条の5 工事に係る低入札価格調査において失格となる基準額は別表5のとおりとする。

(増工事等の契約)

第14条 請負者が既に施工中の工事等（以下「本工事等」という。）について、本工事等に付随する新たな工事等を契約変更の方法により増加させることができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 追加して発注しようとする工事等（以下「増工事等」という。）の設計と分離して行うことが不適当であるとき。
- (2) 増工事等に係る設計金額が本工事等の設計金額に比較して少額であるとき。
- (3) その他契約変更により行うことが特に必要であると認めると

き。

(結果公表)

第15条 契約主管課において執行する工事等の入札等の結果について、公表対象工事等の入札が執行された日の属する会計年度から翌会計年度の末日まで、次のとおり公表するものとする。

2 公表対象及び公表する項目は、次のとおりとする。

(1) 入札等

工事等の名称及び場所、契約の相手方の名称及び契約金額、予定価格並びに入札参加者の入札金額等

(2) 入札等における一者随意契約

工事等の名称及び概要、契約の相手方を特定した理由及び契約方法（適用条文）並びに契約の相手方の名称及び契約金額

(3) 工事及び修繕工事

契約締結日、工事及び修繕工事の名称、場所、工種、概要及び工期並びに契約の相手方の名称及び契約金額

(4) 工事及び修繕工事における指名競争入札

工事及び修繕工事の名称及び場所、入札日並びに指名業者の選定理由

(5) 工事及び修繕工事における変更契約

ア 第3号に掲げる事項（ただし契約締結日を除く。）

イ 工事及び修繕工事の変更概要及び変更理由並びに変更後の工期及び契約金額

(6) その他

前各号に掲げるものの他、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく公表事項

3 公表の方法は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) ウェブサイト「柏市入札情報」による公表

(2) 契約主管課窓口における閲覧

閲覧に供する期間は、第1項の規定に關わらず柏市休日条例（平成元年条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日を除くものとし、かつ閲覧時間は柏市執務時間規則（平成7年規則第9号）第2条に規定する時間内とする。

4 公表開始時期等

(1) 第2項第1号に掲げるものについては、入札等の終了後速やかに公表するものとし、公表方法は前項第1号の規定によるものとする。

(2) 第2項第2号に掲げるものについては、年1回程度、前項第1号の規定により公開するものとする。

(3) 第2項第3号から第5号に掲げるものについては、入札等の終了後速やかに公表するものとし、公表方法は前項第2号の規定によるものとする。

(6) その他

第2項第6号に掲げるものその他の公表事項の公表方法は、当該公表の必要が生じた際に適宜決定するものとする。

(発注予定工事情報の公表)

第16条 各会計年度において発注する予定工事の一部について、工事発注に先立ち、発注予定工事の情報を事前に公表するものとする。

2 対象工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって秘密にする必要があるものを除く。）

(2) 前1号に掲げる工事の他、市長が事前に公表する必要があると認める工事及び工事に伴う測量等

3 公表の方法は、契約主管課において掲示又は閲覧に供する方法によるものとする。なお、閲覧については、第16条第6項に準ずるものとする。

4 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事件名
- (2) 工事場所
- (3) 工期
- (4) 工事概要
- (5) 入札予定期間
- (6) 工種
- (7) 入札及び契約の方法

(8) その他市長が必要と認める事項

- 5 公表は、予算成立後取りまとめの上、早期に行うこととする。
- 6 公表期間は、当該会計年度とする。
- 7 公表する内容は、変更する場合がある旨を明記するものとする。

(事故報告)

第17条 契約主管課長等は、その所管する工事等の施行及び契約の履行について事故が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(随意契約に係る契約)

第18条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に規定する随意契約に係る工事等の契約事務については、第11条を除き、この要領の例による。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成5年9月1日から施行する。  
(入札等の改善に関する事務取扱要領の廃止)
- 2 入札等の改善に関する事務取扱要領（昭和57年5月10日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成14年9月2日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は、同年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の第13条の規定は、平成20年7月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の規定は、平成21年10月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の規定は、平成22年11月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、平成23年2月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の規定は、平成25年7月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条、第13条の2及び第13条の4の規定は、平成31年5月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条及び第13条の4の規定は、令和4年5月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の第2条の規定は、令和4年10月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条の2の規定は、令和6年5月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条の2の規定は、令和6年5月15日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和7年4月1日以後に一般競争入

札の公告及び指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札並びに随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に行つたものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要領は、令和7年5月15日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、令和7年5月15日以後に工事等施行伺を起票するものから適用し、同日前に行つたものについては、なお従前の例による。